

件 名	「(仮称)堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)」(案)の策定について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過】 平成 24 年 7 月 堺市男女平等推進審議会に「堺市が策定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画について」諮問 平成 24 年 10 月 堺市男女平等推進審議会から答申 【DVの現状】 ○ 堺市における夫等の暴力に関する相談が増加傾向にあり、平成 22 年度以降、全相談件数の 3 割を超えている。 ○ 大阪府女性相談センターで実施された堺市の一時保護のうち、夫の暴力による件数は、全体の 6 割を超えている。 【課題】 ○ DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DVに関する知識を普及させ、理解を深める必要がある。 ○ 被害者が相談しやすい環境づくり、被害者の保護及び被害者の自立に向けた様々な支援を引き続き行う必要がある。
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	【計画の位置づけ】 ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」。 【計画の目標】 ○ DVを防止するとともに、被害者が、適切な保護や支援を受け、自立し安心した暮らしができる社会をめざす。 ○ 市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、暴力による支配関係ではなく人権意識に根差す相互尊重及び相互信頼による関係を構築できる「配偶者からの暴力(DV)を許さない社会」をめざす。 【計画期間】 平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間 ※「配偶者暴力防止法」の改正等により、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じ見直しを行う。 【基本目標と今後の取組み】 <u>基本目標 1</u> DVを許さない意識づくりの推進 ⇒市民に対する啓発、若年層への教育・啓発 など <u>基本目標 2</u> 安心して相談できる体制の整備 ⇒相談体制の充実、被害者の状況に応じた相談機能の充実 など <u>基本目標 3</u> 被害者の安全確保の徹底 ⇒被害者とその子ども等の安全確保、情報管理の徹底 など <u>基本目標 4</u> 被害者の自立支援と生活再建の支援 ⇒生活基盤を整えるための支援、子どもに関する支援 など <u>基本目標 5</u> 推進体制の充実 ⇒人材育成研修、関係機関等との連携機能の充実 など 【推進体制】 ○ 計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、効果的・総合的に計画を推進するため、成果目標及びモニタリング指標を設定する。 ○ 堺市男女共同参画推進庁内委員会において各施策の進捗状況を毎年取りまとめ、堺市男女平等推進審議会へ報告し、公表する。また、「堺市DV対策連絡会議」等により庁外関係機関との連携も進める。 【今後のスケジュール】 平成 24 年 12 月 パブリックコメントの実施 平成 25 年 3 月 「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)」策定・公表
効果の想定	平成 29 年度時点での「配偶者暴力防止法」の認知度 100%[平成 22 年度 50.6%] など
関係局との 政 策 連 携	全局

「（仮称）堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（案）（概要）

計画策定の背景

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会をめざす絶え間ない取組が必要です。

特に、配偶者からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス〔以下、「DV」という。〕）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

堺市では、これまで取り組んできた状況や様々な課題をふまえ、被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するため「（仮称）堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）」を策定することとしました。

計画の位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づき堺市が策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」であり、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第10条の規定に基づく「第4期さかい男女共同参画プラン」の施策の基本的方向の「女性に対する暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有するものです。

また、堺のまちづくり指針である「堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』」を上位計画としています。

計画の目標

DVを防止するとともに、被害者が、適切な保護や支援を受け、自立し安心した暮らしができる社会をめざします。

また、この計画に基づく諸施策を推進することを通じて、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、暴力による支配関係ではなく人権意識に根差す相互尊重及び相互信頼による関係を構築できる「配偶者からの暴力（DV）を許さない社会」をめざします。

計画の期間

この計画の期間は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5年間とします。

ただし、「配偶者暴力防止法」の改正や国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定などにより、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は必要に応じ見直しを行います。

推進体制

計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的・総合的に計画を推進するため、成果目標及びモニタリング指標*を設定するとともに、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき堺市男女共同参画推進庁内委員会等において施策の進捗状況等を毎年取りまとめ、堺市男女平等推進審議会で報告し、公表します。

また、「堺市DV対策連絡会議」等により庁外関係機関との連携も進めます。

*「モニタリング指標」…目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと。

配偶者暴力防止法について

「配偶者暴力防止法」は、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することによりDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的に制定されました。

2001年（平成13年）4月 公布
2004年（平成16年）6月 改正法公布
DV定義の拡大（「身体的暴力」のほか「精神的・性的暴力」も含める）
2007年（平成19年）7月 改正法公布
保護命令の拡充・市町村についての規定の強化

定義

＜配偶者暴力防止法における「配偶者からの暴力」とは＞

配偶者 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。
*離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

暴力 身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。
*保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

＜本計画におけるDVとは＞

「配偶者暴力防止法」に規定する『「配偶者」からの暴力』に加え、暴力の未然防止のための取組や啓発などについては、『「交際相手」からの暴力』（いわゆるデートDV）も計画の対象としています。

＜成果目標＞

項目	現状 （直近値）	目標値 （2017年度 〔平成29年度〕）	担当課等
①「配偶者暴力防止法*」の認知度	全体 50.6% 女性 53.4% 男性 52.0% （平成22年度）	100%	男女共同参画推進課 （「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」より）
②夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合	「平手で打つ」 — 「なぐるふりをしておどす」 —	100%	男女共同参画推進課 （「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」より把握予定）
③「堺市配偶者暴力相談支援センター*」の認知度 （2012年〔平成24年〕7月開設）	—	100%	男女共同参画推進課 （「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」より把握予定）

～男女共同参画社会の実現にむけて～

配偶者からの暴力（DV）を許さない社会

基本目標１ DVを許さない意識づくりの推進

DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVによる被害が起きない社会や家庭をつくるためには、DV を含むあらゆる暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくとともに、あらゆる機会を通じて、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした非暴力教育や人権教育に取り組んでいく必要があります。

また、被害者の早期発見や通報、保護につなげるために、関係者への情報提供等に努めるとともに、緊密な連携を進めていきます。

- (1) 市民に対する啓発
- (2) 若年層への教育・啓発及び教育関係者に対する周知
- (3) 医療・保健・福祉関係者に対する周知

基本目標２ 安心して相談できる体制の整備

被害者がDVを受けることなく安全な生活を送るには、相談等により、生活のために必要な情報や資源を得ることが大切です。そのため、身近に相談窓口があることを広く周知する必要があります。また、被害者には女性だけでなく男性、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティの方などが含まれていることから、それぞれの状況に応じた相談への対応が求められます。DV の特性や被害者のおかれている状況を理解し、被害者の立場と意思を尊重した相談体制の充実に努めます。

- (4) 相談体制の充実
- (5) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

基本目標３ 被害者の安全確保の徹底

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題です。本市では緊急時における迅速かつ適切な安全確保のため、警察等と連携し、一時保護時の同行支援などを必要に応じて行っています。

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めることがあります。また、家を出た被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、関係機関の間で連絡体制や加害者からの追跡への対応等について情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。

なお、性別、障害の有無、年齢等にかかわらず配慮を必要とする被害者が適切な保護が受けられるようにするとともに、平時だけでなく、災害時においても被害者の安全確保が留保されるよう、関係部局との連携に努めます。

- (6) 被害者の安全確保の徹底
- (7) 被害者の情報管理の徹底

基本目標４ 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者が新たな場所で自立して生活を始める場合には、住宅の確保や経済的基盤の確立、DV による心身の回復のためのケアなどについての支援が必要です。そのためには関係機関が相互に連携し、福祉や雇用等の各種施策を十分に活用しながら、継続的に支援することが重要です。

また、高齢者、障害者、外国人などそれぞれの被害者等の状況に配慮し、関係機関や団体と連携して支援に努めるとともに、DV の目撃等により心理的な影響等を受けやすい被害者の子どもについても、安全確保に配慮しつつ、学校や保育所等の関係機関と連携し適切な支援を実施する必要があります。

- (8) 生活基盤を整えるための支援
- (9) 子どもに関する支援
- (10) 高齢者・障害者・外国人等への支援
- (11) 被害者の心のサポート

基本目標５ 推進体制の充実

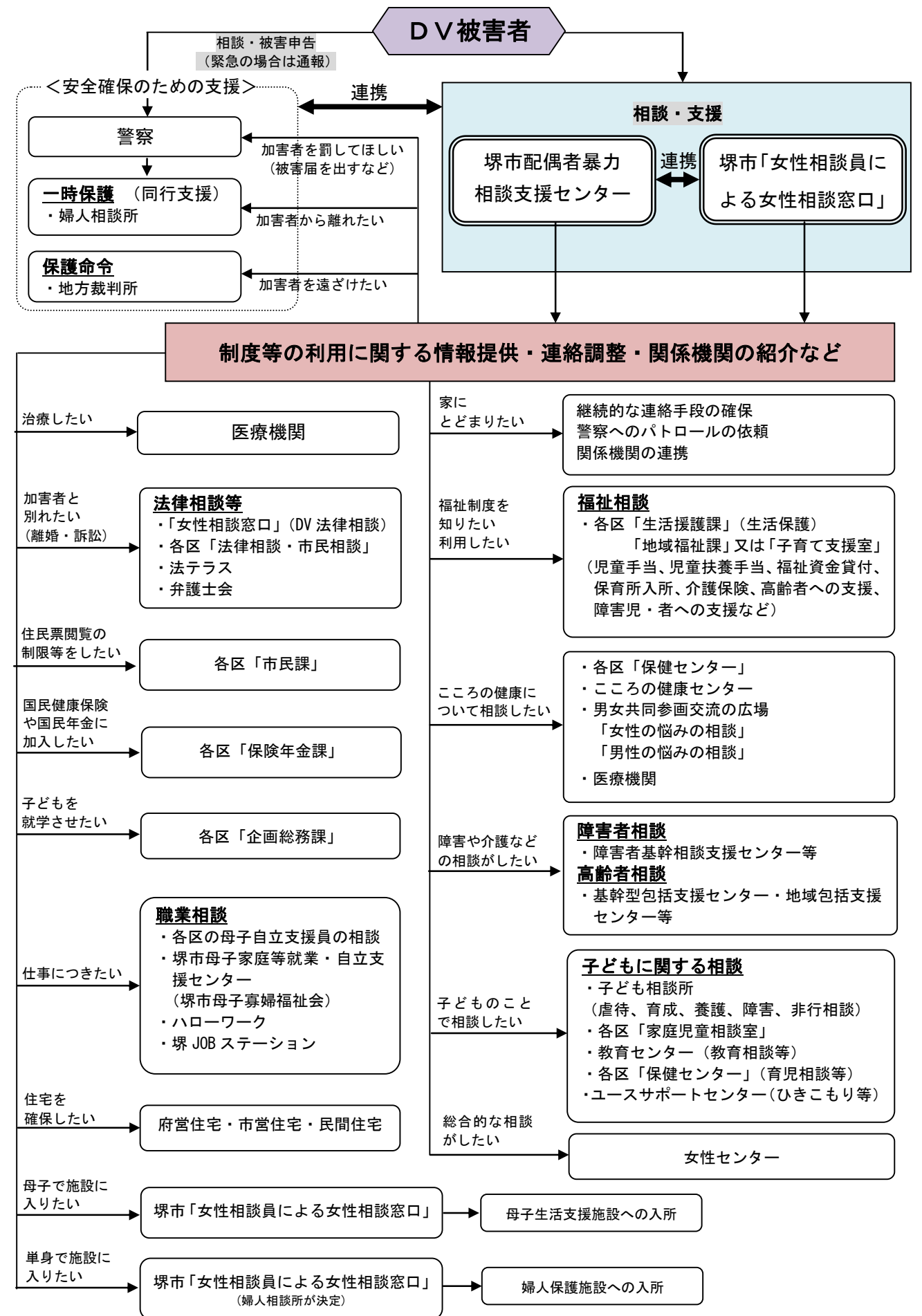
DV を防止し、被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかわる関係部局との連携強化のみならず、国及び大阪府、警察、医療機関、民間団体など関係機関が共通認識を持ちながら、緊密に連携して取り組み、継続した支援を推進することが必要です。

また、被害者への更なる被害（二次被害）が生じることがないよう支援者等の資質向上を図るとともに、支援者等の二次受傷*1やバーンアウト*2を防ぐため、DV についての理解を深める様々な研修等を実施します。

- (12) 人材育成研修
- (13) 関係機関、団体等との連携機能の充実

*1…相談員などの支援者が、被害者が経験した深刻な被害経験や状況等について聴いているうちに、自らも被害者と同様の心理状態に陥ること。
*2…支援者が熱心に支援活動を行ううちに、力を消耗しきってしまい、支援活動への意欲を失ったり、支援ができなくなってしまうこと。

堺市被害者支援フローチャート



D V の 現 状

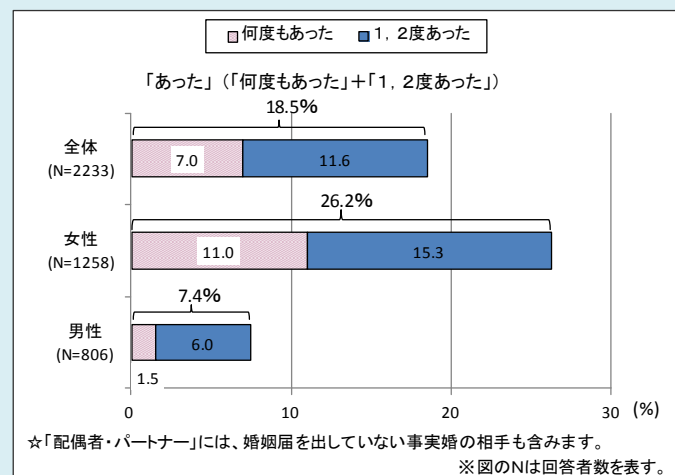
D V被害の状況

配偶者・パートナーから、暴力を受けた経験について、「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人の割合は、女性が26.2%、男性が7.4%となっています。

デートDVについて「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人の割合は女性で9.0%、男性で4.0%となっています。

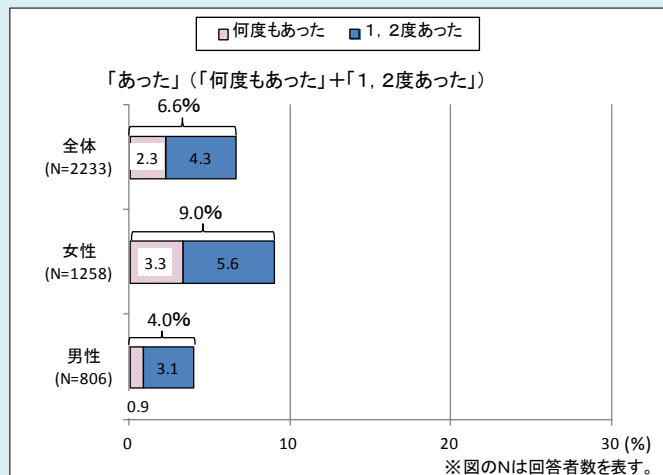
※この調査における「配偶者・パートナー」には、婚姻届を出していない事実婚の相手も含みます。

配偶者・パートナーから受けたDV被害経験（堺市）



資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成22年度）

デートDV被害経験（堺市）



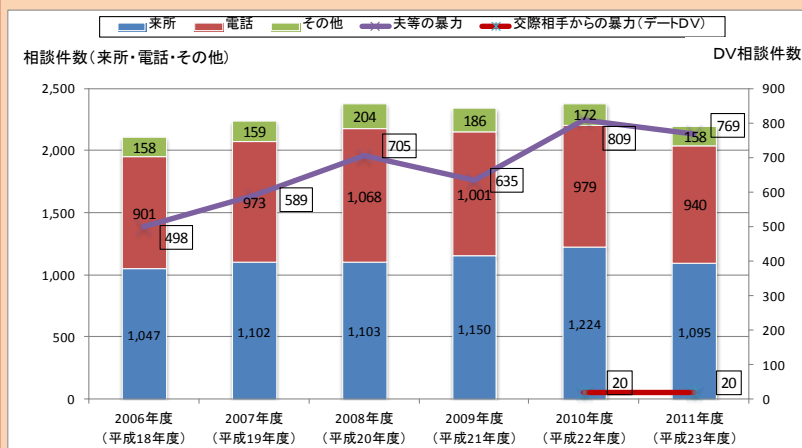
資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成22年度）

相談の状況

堺市では1996年（平成8年）から「女性相談員」を各支所及び福祉事務所（現・各区保健福祉総合センター）に配置し、DVや離婚問題など女性相談に対応しています。近年、夫等の暴力に関する相談が増加傾向にあり、2010年度（平成22年度）以降、全相談件数の3割を超えています。

また、デートDV件数は、統計様式が変更された2010年度（平成22年度）より計上されており、2010年度（平成22年度）、2011年度（平成23年度）ともに20件となっています。

女性相談件数の推移（堺市）

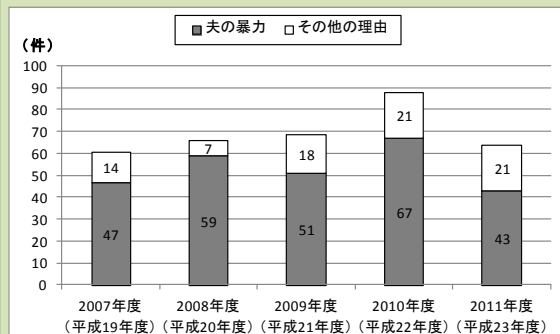


資料/堺市子ども家庭課調べ

一時保護の状況

婦人相談所である大阪府女性相談センターで実施された一時保護のうち（堺市女性相談員が関わったもの）、夫の暴力による一時保護件数をみると、全体の6割を超えています。

一時保護件数（堺市）



資料/堺市子ども家庭課調べ

「被害者面接調査」によれば、一時保護制度を利用した9人のうち5人が子どもを同伴していました（子どもの総数は10人）。

D V に つ い て

D Vの種類 DVは身体的暴力だけではありません！

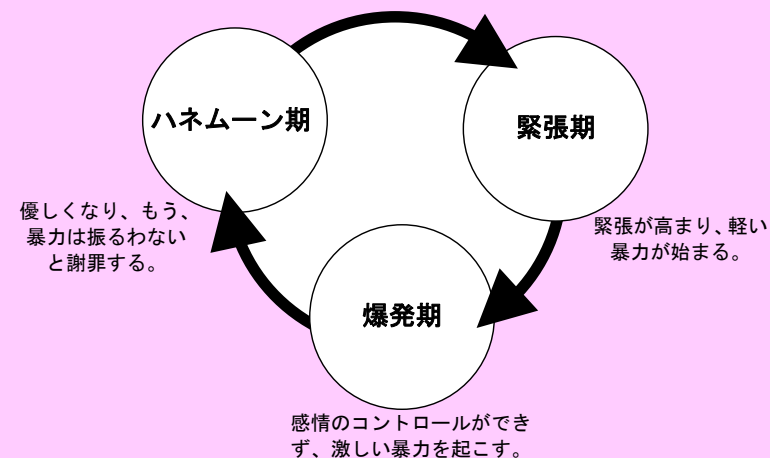
身体的暴力	平手で叩く、足でける、突き飛ばす、物を投げておどす、骨折させる など
経済的暴力	生活に必要なお金を渡さない、食事をさせない など
精神的暴力	長時間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する、大声でどなる など
性的暴力	嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など

D Vのサイクル

すべての人に当てはまるわけではありませんが、暴力には3つの局面からなるサイクル（周期）があると言われています。このサイクルは、人によって周期の長さが異なり、また、3つの局面ですべてが現れるとは限りません。

暴力を振るった後に、優しく振舞う等の時期があることによって、被害者は、加害者の暴力がいつかなくなるのではないかという期待を抱き、加害者から逃げにくくなる原因の一つとなっていると言われています。

一旦このようなDVのサイクルに組み込まれてしまうと、外部から何らかの介入が行われなければ、DVのサイクルから脱することは困難です。



なぜ被害者は逃げないのか

①恐怖感	被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。
②無力感	被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。
③複雑な心理	「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。
④経済的問題	配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることはできないこともあります。
⑤子どもの問題	子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることにふみ切れないこともあります。
⑥失うもの	配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いてきた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

資料/内閣府「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」(平成20年)

加害者像

加害者は、年収や地位、職業、学歴に関係なく存在しています。人当たりがよいからといって暴力をふるわないとは言えません。夫婦の置かれている環境や社会的状況、家族の状況、夫婦の関係性など多様な要因が複雑に絡み合っている現在の加害者に至っています。加害者のあり方は様々ですが、暴力によって相手を支配しようとすることは同じです。